

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和2年3月受付分）

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のため>

○繪内 美興様（高砂町）	200,000円	○繪内 健生様（高砂町）	300,000円
○繪内 勝行様（春光町）	200,000円		
○公社）北見地方法人会女性部会様（北3条東）	30,000円		

### <故人が生前お世話になったため>

○繪内 美興様（高砂町）	200,000円	○堀川 教子様（留辺蘂町）	30,000円
○太田 巖様（留辺蘂町）	10,000円	○伊藤 祐二様（留辺蘂町）	20,000円
○山下 美枝子様（留辺蘂町）	10,000円	○西森 好弘様（留辺蘂町）	10,000円